

次世代医療基盤法に基づく診療情報の提供について

- 当院は、新しい薬の開発や治療法の研究など日本の健康長寿社会に役立てるため、次世代医療基盤法という法律に基づき、国が認定した匿名加工医療情報作成事業者・仮名加工医療情報作成事業者(以下「認定作成事業者」)にみなさまの診療情報を提供いたします。
- この認定作成事業者は、当院から提供された診療情報を安全に管理したうえで、氏名や住所、患者番号など本人に繋がる情報は削除して、「病名」「治療」「検査結果」「薬」等だけにした「匿名加工医療情報」を、研究機関や省庁、薬や医療機器を開発する企業等に提供します。
- この認定作成事業者は、氏名や住所、患者番号等の本人に繋がる情報は削除し、「病名」「治療」「検査結果」「薬」等の情報を、他の情報と照合しない限り本人が特定されない状態に加工した「仮名加工医療情報」を、国が審査して認定した利用事業者に限り提供します。
- 診療情報の提供を拒否された場合は、認定作成事業者には提供されません。また、提供を拒否されても治療には一切影響はありません。

診療情報の提供を望まない方

- ◆ 診療情報の提供を望まない方は、いつでも提供の停止を求めることができます。(みなさまの情報が認定作成事業者に提供されるのは、診療情報の提供の案内をご覧いただいてから一か月経過後になります。)
- ◆ 16歳未満のお子さんやご自身で判断することが難しい方は、保護者や付き添いの方がこの手続きを行うことができます。
- ◆ 提供の停止を希望される方は、下記の拒否受付窓口にお申出ください。

拒否受付窓口： 当院エントランスホール⑰医療・福祉センター(医療福祉相談係)

対応時間： 月～金 8:30～17:15(土日祝日を含む病院休診日は除く)

次世代医療基盤法に関する制度の概要や認定事業者への医療情報の提供等に関するお問い合わせ

「次世代医療基盤法コールセンター」

電話番号： 0570-050-211(ナビダイヤル)
03-6731-9590(一般電話)

受付時間： 月曜～金曜 9:00～18:00
(土日祝日・年末年始は除く)

内閣府ホームページ →
国民・患者の方へ



次世代医療基盤法の仕組みについて

次世代医療基盤法に関しては、下記をご参照ください。

内閣府 次世代医療基盤法Webサイト – 国民・患者の方

<https://www8.cao.go.jp/iryuu/seido/seido.html>

FAST-HDJホームページ「医療情報の提供って？(明日の医療のための医療情報の利活用のしくみ)」

<https://fast-hdj.org/docs/MEDIS-Comic.pdf>